現場から 律

## 司法修習生」とお金 貸与と給費

弁護士

新

Ш

直行

裁判官や弁護士は司法試 じみのない世界ですが、なかなか一般の方には

玉

は1年間無給で研修に

給与が廃止されました。

験だ

け受かればよいわけ

生活に困るだろうという 従事しないといけないと

ことでお金を貸し付ける

はありません

ō

司法修

ことにしました。

ません。 習という を1年間行 司法修 実務 習 生 けれ E は ` つく研修 ばな 概 ね

費制」と対比し、

国か

給料が支払われる「

給

に登庁して実務に 時まで毎 の午前の H 中 は拘束されるう 日 9時から午後 裁 《判所な つきま ど 5

> 呼 借

ばれています。貸与

金をする「貸与制」

の弊害はたくさんあ

ŋ

ŧ 制

現在の制度のもとで

は、 す

司法試験に受か

0

です。 え、 す 望した地で修習を行える 原則として兼業禁 また、 必ずしも希 ĨŁ.

れる人

しか司法修習生

IC ĥ あ た

ばかりか、そも

る人や借金を受け入れ としても経済的余力が

属されるため、 わけではなく しまう人もかなりの人 もない土地に飛ばされ 全国に 配

います。傍からみれば、 縁もゆか う 試 ならない

そもの選択肢として司法

験を受けて法曹になろ

り優秀な人材も法曹を という人が減ってきて

務員とおかれている状 目 指さなくなってきて 国も現在

公務員と同様に給与 同じであるため、 前 貸与制 まいました。 じめて少しずつ変革 います。(次回に続 の問題も意識 が進 しは

ていまし

した。

かし、

財政難を理由

は